

水産流通適正化法に係る電子化について

令和3年6月
水産庁

漁獲証明制度に関する検討会での議論

- 漁獲証明制度検討会におけるとりまとめにおいては、制度の導入に当たっては、地域の行政機関を含む関係者で十分な協議を行い、実施方法等について共通認識を持つことが重要であるとされたところ。
- また、事業者にかかる追加的な事務作業、負担を最小限にする観点から、取引記録の作成・保存や番号の伝達を、電子的な方法により容易に行える環境整備を早急に進めることが重要とされたところ。

漁獲証明制度のあり方について とりまとめ（令和2年6月）

1 国内における水産動植物の漁獲証明制度

(2) 漁獲証明の実施主体

また、登録証明機関の登録に際しては、国の指導の下、地域の行政機関を含む関係者で十分な協議を行い、当該地域の漁獲証明業務の実施方法等について共通認識を持ち、定期的に適正な流通が行われているかどうかを確認し合うようにしておくことが重要である。

(3) 国内で違法漁獲等のおそれ大きい水産動植物（指定水産動植物）に関する漁獲証明の実施等を行う仕組み

④ 事業者の負担軽減のための対応

事業者にかかる追加的な事務作業を最小限にする観点から、漁獲証明の実施、取扱事業者間の取引記録の作成・保存や漁獲証明番号の伝達を、電子的な方法により容易に行える環境整備を早急に進めること等が重要であり、必要な支援を行うべきである。

漁獲証明制度に関する検討会での主な意見（参考）

漁獲証明制度に関する検討会 主な意見（令和元年12月26日 第4回検討会において出された意見）

（漁獲証明に係る負担への対応）

- 漁業現場は、漁業法改正に係る資源管理報告やスマート水産等の対応が求められ、漁協に多くの負担が生じることから、一元化や負担軽減策など対応策をしっかりと示してほしい。
- システム構築には国の支援が欠かせない。

（漁獲情報の伝達）

- やれるところからやるということがベースと認識しており、最終ユーザーまで追うのは理想ではあるが、現実的にどこまでできるかは疑問。根本的な解決としては、水産業界の取引を電子化してトレースしていくことだと思っている。

漁獲証明制度に関する検討会 主な意見（令和2年2月6日 第5回検討会において出された意見）

（漁獲証明に係る負担への対応）

- 取扱事業者の負担については、どのようなものが生じるか洗い出した上で、適切なシステムを組み合わせる等の対応で埋めていくべきであり、その際は、政府による補助等のサポートが必要となる。
- 漁獲証明番号を記載することについては、国がシステムの構築等を行えば、特定の指定水産動植物だけであれば事業者にとそれほど負担はかからないと思っている。

国会における政府答弁・附帯決議（抜粋）

- 第203回臨時国会において、制度の運用に当たっては、漁業者等による行政機関への届出や、産地市場等における漁獲番号等の伝達義務の履行に当たって電子化の推進を進めていく旨の答弁を行った。
- また、国会における附帯決議では、制度の運用に当たって、関係者の過度な負担とならないよう電子化等の整備に必要な支援を行うこととされている。

政府答弁

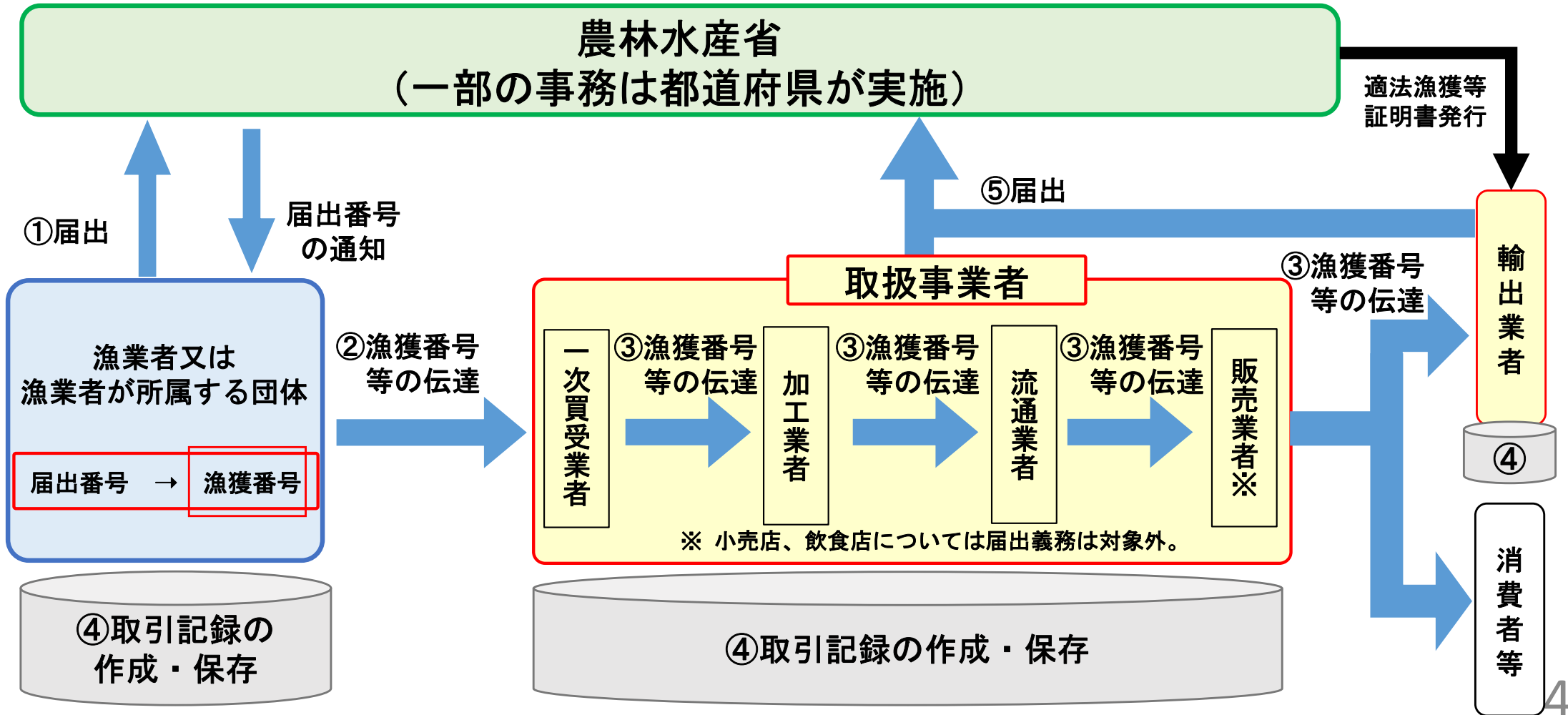
- 電子化の推進ということにつきましては、今回の届出制度につきましては、行政手続でございまして、農林水産省の共通申請システムが今も稼働しておりますが、そのシステムの活用を検討しているところでございます。
(令和2年11月19日(衆)農水委 山口長官答弁)
- 水産庁では、現在、資源管理を推進する観点から、スマート水産業を推進するための産地市場また漁協等の電子化を図る事業を実施しているところでございますが、こうした中で、漁獲番号の円滑、迅速な伝達についても措置ができるかどうか、こういった検討を進め、負担の軽減に努めてまいりたいと思っております。
(令和2年11月19日(衆)農水委 山口長官答弁)
- 水産流通適正化法に基づく伝達義務の履行に当たっては、取引における正確かつ円滑な情報の伝達に向け、ソフトウェア同士の連携等によるシステムの構築を推進してまいります。特に、先行して電子化を進めている事業者もいることから、それらの取組を参考としつつ、各社が有している既存の電子システム間の連携に向けて、どのようなことが可能であるか、検討を進めてまいり所存でございます。(令和2年11月19日(衆)農水委 池田大臣政務官答弁)

附帯決議

- 三 漁業者の届出、漁獲番号等の情報の伝達および取引記録の作成・保存等の制度の創設・運用に当たっては、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地・消費地市場等の過度な負担とならないよう電子化等制度運用体制の整備に必要な支援を行うこと。

水産流通適正化法において電子化が考えられる事項

- ①第3条 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出
- ②第4条 届出採捕者による情報の伝達
- ③第5条 特定第一種水産動植物取扱事業者間における情報の伝達
- ④第6条 取引記録の作成及び保存
- ⑤第8条 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出



届出の電子化（法第3条、第8条）

○ 採捕者や取扱事業者の届出及び届出採捕者への届出番号の通知については、原則電子申請（農林水産省共通申請サービス(eMAFF)）により行うこととしている。

（特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出）

第3条 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であって、自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届け出があった場合において、当該届出をした者が同項に規定する権限を有すると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知するものとする。

（特定第一種水産動植物取扱事業者の届出）

第8条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。（中略）

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事務所又は事業所の所在地
- 三 取り扱う特定第一水産動植物等の種類
- 四 その他農林水産省令で定める事項

届出の電子化（届出先、届出内容について）

○ 採捕者の届出先等について

特定第一種水産動植物の採捕者による届出及び届出採捕者に係る番号通知については、現に漁業権の免許又は漁業の許可を行っている機関が受理することとなり、当該届出を受理した機関が、届出番号を届出採捕者に通知することが、運用上望ましいことから、

- ① 農林水産大臣の許可に基づき県域を越えて操業を行う漁業である大臣許可漁業を営む漁業者については、農林水産大臣が、
- ② 都道府県知事の許可又は漁業権に基づき県域を越えない範囲で操業を行う漁業権漁業又は知事許可漁業を営む漁業者については都道府県知事が、届出受理及び届出番号の通知を行うこととする。

○ 取扱事業者の届出先等について

取扱事業者の届出の受付については、立入検査等の実施を行う観点から、

- ① 事業所等が都道府県を跨ぐ広域の事業者については、農林水産大臣が、
- ② 県域において事業を行う県域の事業者については、都道府県知事が届出の受理を行うこととする。

採捕者届出事項（案）

- (1) 個人又は団体を特定する事項
 - ・氏名（団体名、代表者氏名）
 - ・住所（所在地）、連絡先
- (2) 採捕する特定第一種水産動植物等の種類
- (3) 採捕権限
 - ・漁業許可番号or
 - ・漁業権免許番号等が確認できる資料or
 - ・特別採捕許可証等が確認できる資料
- (4) その他省令で定める事項（検討中）

取扱事業者届出事項（案）

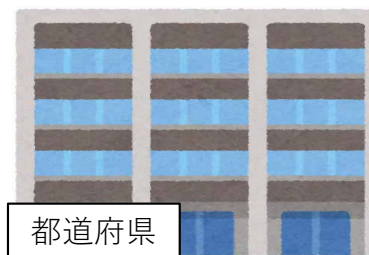
- (1) 個人又は法人を特定する事項
 - ・氏名（法人名、法人番号、代表者氏名）
 - ・住所（所在地）、連絡先
- (2) 取り扱う特定第一種水産動植物等の種類
- (3) その他省令で定める事項
 - ・加工、流通、輸出等事業の種類など



届出

大臣許可漁業者

広域事業者



都道府県

届出

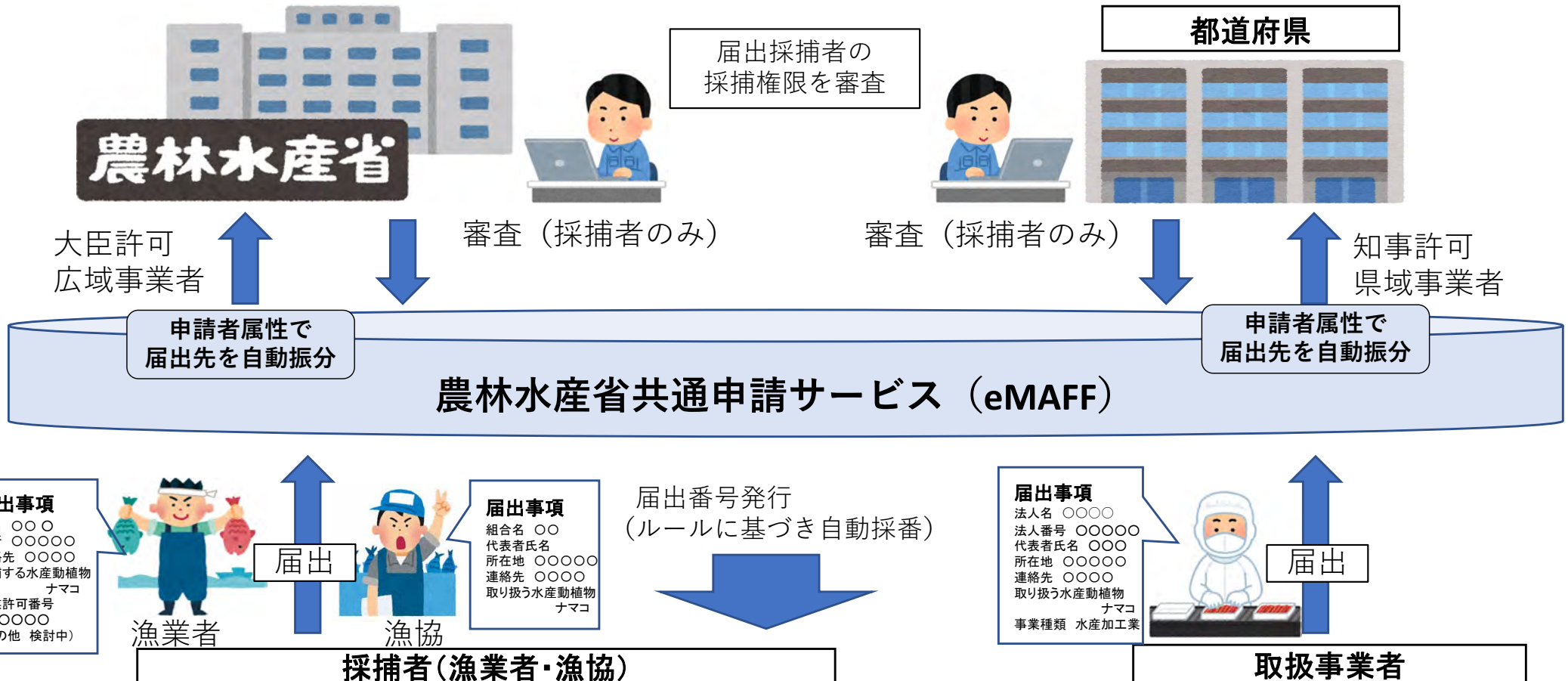
知事許可漁業者

県域事業者

届出の電子化イメージ

<届出の電子化の仕組み>

- 採捕者及び取扱事業者は、自宅や職場のパソコンやスマホ、タブレットで農水省のHPから、農林水産省共通申請サービスにアクセスし、IDを入手した上で、届出事項を入力することで申請可。
- 届出の頻度については、届出に係る事項の変更がなければ初回届出時のみでよい。窓口訪問は不要。
- 漁協等による代理申請も可能とすることを検討。



産地市場の電子化（法第4条、第6条）

- 産地市場においては、①漁獲番号の発行、②漁獲番号の伝達、③取引記録の作成・保存を行う必要があり、正確かつ円滑な漁獲番号等の情報伝達にあたっては、電子的な方法によることが望ましい。

（届出採捕者による情報の伝達）

第4条 届出採捕者は、自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物取扱事業者へ譲渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種水産動植物等の名称、同条第二項の規定による通知に係る番号を含む漁獲に関する番号その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

（取引の記録の作成及び保存）

第6条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物取扱事業者との間での譲渡し等をしたとき、又は廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の譲渡し等をした場合、少量の特定第一種水産動植物等については廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りではない。

- 一 名称
- 二 重量又は数量
- 三 譲渡し等又は廃棄若しくは亡失をした年月日
- 四 譲渡し等をしたときは、相手方の氏名又は名称

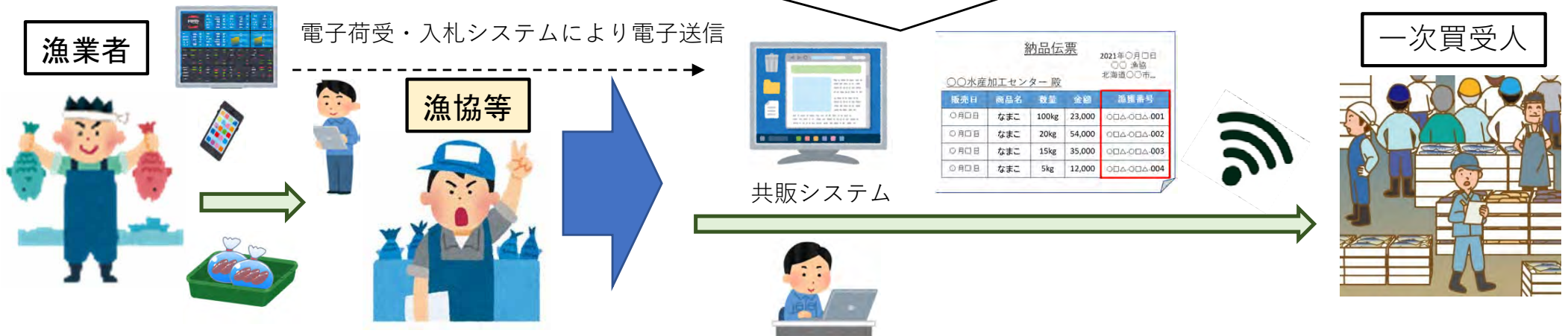
産地市場の電子化の状況（アンケート結果）

- 産地市場における電子化の実態を把握するため、産地市場に対しアンケートを実施。
- 共販システムを導入している漁協であれば、取引記録の電子的な保存や、請求書等の発行が可能。一方、一次買受人への漁獲番号等の電子的伝達や、伝票の備考欄等への漁獲番号の記載については課題がある。
- また、荷受けやせりの段階での電子化がされていない市場が9割あり、本制度の対応を機に漁獲番号等の取引情報を共販システムへ電子的な送付が可能となる環境整備に取り組んでいくことが必要。

○電子荷受・電子入札システムを導入している
31漁協等 (12%)

- 共販システムを導入している 197漁協等 (79%)
- 共販システムに仕切書、請求書等の作成機能がある 185漁協等 (94%(内数))
- 請求書等の保存を電子媒体で行っている 179漁協等 (72%)
- 伝票の備考欄に十数桁の数字や文字の記入が可能 111漁協等 (45%)
- 漁獲番号を印字した取引伝票を取引相手に電子的に送付できる 37漁協等 (15%)

・取引記録の電子的な保存については、大半の漁協が対応可。
※共販システム未導入の漁協(52漁協)は、市場を有していなかったり、産地仲買人が10人以下で取引量が多くないなどの理由で共販システムを導入せず手書きやエクセル等で対応している。



1. 調査期間：令和3年2月5日～令和3年2月26日
 2. 調査対象：産地市場を運営する事業者（漁協、民間企業）
- ※都道府県経由で569組合・企業に回答を依頼し、回答件数：249件（回答率44%）

産地市場の電子化の支援

- 令和2年度第3次補正予算（水産流通適正化法に係る電子システム対策事業）において、関係する漁協等が漁獲番号等を簡便・迅速に伝達することを可能とするための電子システムの導入等を支援。
- 令和3年6月以降、公募を開始する予定。

37 漁獲情報等デジタル化推進事業

【令和2年度第3次補正予算額 2,005百万円】

<対策のポイント>

改正漁業法の施行による漁獲報告の義務化に伴い、漁獲情報を電子的に収集・提供することを可能とするシステムの早期現場導入を支援します。また、水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、関係する漁協等が漁獲番号等を簡便・迅速に伝達することを可能とするための電子システムの構築等を支援します。

<事業目標>

- 主要な漁協・市場からの漁獲情報を電子的に収集する体制を整備
- 特定第一種水産動植物の密漁件数を半減

<事業の内容>

1. 漁獲情報デジタル化推進事業

1,750百万円

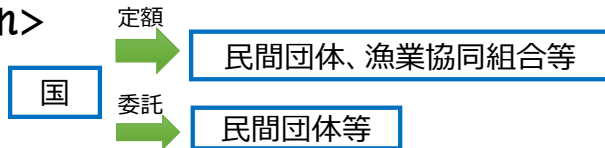
改正漁業法の施行による漁獲報告の義務化に伴い、生産現場の事務負担の軽減を図りながら、収集・蓄積したデータを資源評価等に利用可能とする電子的情報収集・提供体制の整備に向けたシステムを早期に現場導入するための経費を支援します。

2. 水産流通適正化法に係る電子システム対策事業

255百万円

- ① 水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、関係する漁協等が漁獲番号等を簡便・迅速に伝達することを可能とするための電子システムの構築等を支援します。
- ② 都道府県単位で創設する関係者協議会に対し、当該協議会が行う水産流通適正化制度の事業者等に対する説明会等を通じた周知・普及啓発、取引実態に即したルールの整備とその普及等の取組を支援します。

<事業の流れ>

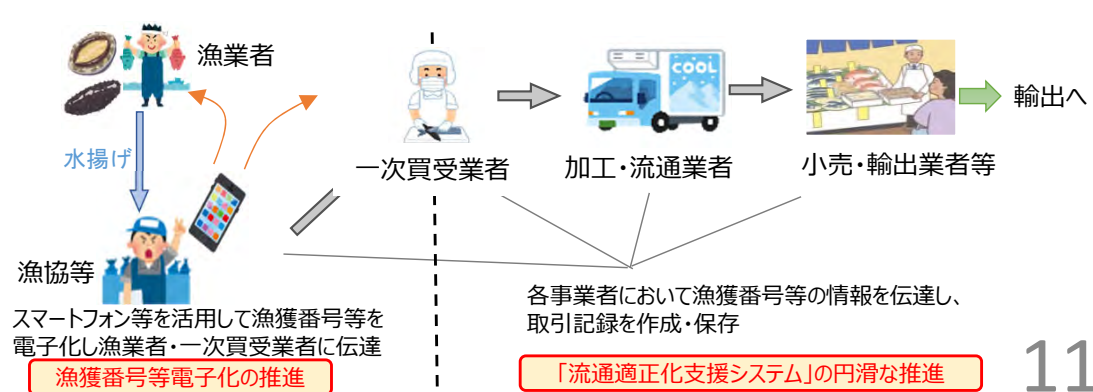


<事業イメージ>

【電子情報収集体制の整備】

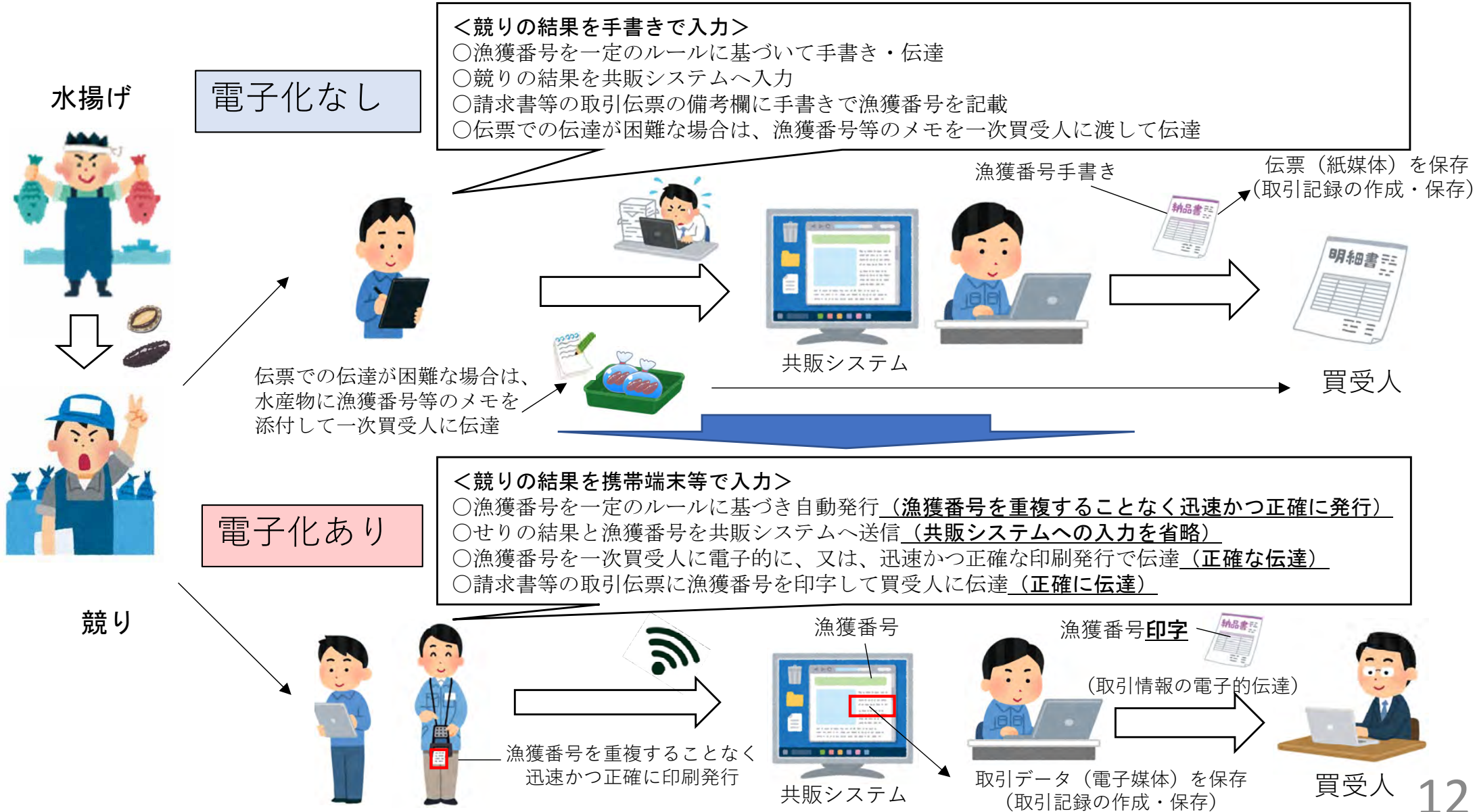


【水産流通適正化法に係る電子システムの構築等】



産地市場の電子化イメージ

○ 取引記録の作成・保存や、取引伝票等の発行を行う共販システム等を活かすべく、競りの結果の入力やシステムへの送信・伝票の備考欄の拡充や買受人への取引情報の電子的伝達を可能にするシステム改修について支援事業を活用しながら、産地市場の負担軽減を図っていく。



取扱事業者間における電子的な情報の伝達（法第5条）

- 取扱事業者間において、正確かつ円滑な漁獲番号等の情報伝達が行われるためには、電子的な方法によることが望ましい。
- 取扱事業者間の情報の伝達については、既に先行して電子化を進めている事業者もいることから、それらの取り組みを参考にするとともに、令和2年度補正予算の委託事業において、各流通段階で利用されているシステムや、市販されているシステムの調査を実施し、専門家の意見も聴きつつ検討を行い、取扱事業者間における電子的な情報伝達（API連携※1、EDI連携※2等）の将来的な方向性や標準仕様をとりまとめることとしている。
- この委託事業のとりまとめを踏まえ、国は、各流通段階で利用されているシステムや市販されている会計システムのベンダー等に電子的な情報連携の標準仕様を示すとともに、令和5年10月の消費税インボイス制度に係るシステム改修や導入に合わせて、当該標準仕様を組み込まれるようシステムベンダーと連携していく。

※1 Application Programming Interface …異なるアプリケーション・ソフトウェア間での情報連携システム

※2 Electronic Data Interchange …受発注・出荷・請求・支払などの各種取引データを通信回線を通じて企業間でやり取りする電子商取引システム

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達）

第5条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種水産動植物等の名称、漁獲番号その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。